

## 補注

武田, 和哉  
大谷大学

毛利, 英介  
京都大学大学院文学研究科

森部, 豊  
関西大学

藤原, 崇人  
大谷大学

他

<https://doi.org/10.15017/27496>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 40, pp.85-91, 2012-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 補注

武田和哉・毛利英介・森部豊・藤原崇人・山根弓果・武内康則

### 【全体事項】

- ① 原則として、全て原文のままとするが、読み易さを考慮して、句読点と改行について部分的修正を施したほか、以下のような技術的な補正をした。
- ② 引用している漢文史料は、すべて中華書局および上海古籍出版社刊行の標点本に従い校訂を施した。すなわち、『遼史』、『金史』、『五代史記』（＝『新五代史』）は中華書局本、『契丹国志』は上海古籍出版社本に、それぞれ拠った。
- ③ 本文・引用史料ともに、漢字の旧字体は原則として常用字体に改めた。
- ④ おくりがな等の表記に関して、原文では統一されていない箇所があるが、ケースバイケースで対応した。
- ⑤ 漢数字による表記は、十・百などを用いない漢数字のみによる羅列方式の表記で統一した。
- ⑥ 加藤修弘卒業論文の審査にあられた東京大学東洋史学科の教授陣の手になると思しき筆跡の異なる書き込みが、あちこちに散見されるが、そのうち主なものはこの補注の【個別事項】の中で内容を記した。

### 【個別事項】

- (一) 「征服王朝」という用語は、K.A. Wittfogel・Feng Chia-sêng（馮家昇）*History of Chinese Society LIAO (907-1125)* (Philadelphia: The American Philosophical Society 1949) により提示されたが、その後日本の学界でもそれを使った概説・研究書が公刊される状況が

補注（武田・毛利・森部・藤原・山根・武内）

しばらくの間続いた。それらの例としては、藤枝晃『征服王朝』秋田屋一九四八、田村実造『中国征服王朝の研究』上・中・下東洋史研究会一九六四・一九七二・一九八五、村上正二『征服王朝』『世界の歴史』六 筑摩書房一九六二、愛宕松男『アジアの征服王朝』河出書房新社一九六九、竺沙雅章『征服王朝の時代』講談社現代新書一九七七などが挙げられる。

なお、近年では同じシラムレン河（西遼河）流域を根拠地として、中華の一部を領有する帝国を建設するに至った鮮卑と契丹を比較検討する視点を提起する研究がある。川本芳昭『中国史のなかの諸民族』山川出版社二〇〇四を参照。さらに、「征服王朝」という用語については、「中央ユーラシア型国家」として再認識することを提起した研究がある。詳細は森安孝夫『シルクロードと唐帝国』（興亡の世界史05巻）講談社二〇〇七 84〜85頁および307〜309頁を参照。

(二) 本論考が提出された後から近年に至るまでの間の契丹・遼史研究に関する主要な研究の成果や動向・文献目録などについては、森安孝夫「遼・西夏」『中国史研究入門』名古屋大学出版会二〇〇六、飯山知保「遼金史研究について」『日本宋史研究の現状と課題』汲古書院二〇一〇、遠藤和男編『契丹（遼）史研究文献目録（一九九二年—一九九九年）』自費出版二〇〇〇を参照。

なお、本論考では触れられていないが、契丹・遼史研究における考古学的知見もきわめて重要であり、特に一九八〇年代以降では中国およびモンゴル国の調査機関による考古学的成果が多く公表されている。さらに二〇〇〇年以降では邦人による現地調査成果や考古学的研究が公刊されている。内蒙古自治区や遼寧省に関する主要な報告書としては、京都大学大学院文学研究科編『遼文化・慶陵一帯調査報告書二〇〇五』二〇〇五、同『同』二〇一〇、同『遼文化・遼寧省調査報告書二〇〇六』二〇〇六、武田和哉・高橋学而・澤本光弘・藤原崇人『草原の王朝・契丹国（遼朝）の遺跡と文物』勉誠出版二〇〇六、町田吉隆・高橋学而・藤原崇人・重森博『契丹陶磁』朋友書店二〇〇八、また研究論文としては、弓場紀知「遼上京林東窠址の再検討—一九四四年の小山富士夫の調査」『出光美術館研究紀要』六二〇〇〇、武田和哉「契丹国（遼朝）の宮都に関する基礎的考察」『奈良制・古代都市研究』二二二二〇〇六、東潮「遼代壁画資料」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』一四二二〇〇七、高橋学而「遼祖州故城城外の遺跡—外城正門外の橋址について」『遼金西夏研究の現在』三 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所二〇一〇、町田吉隆ほか「契丹国（遼朝）の窠業遺跡について」『遼金西夏研究の現在』三 東京外国語大学アジ

ア・アフリカ言語文化研究所 二〇一〇 などがあり、モンゴル国内に関するものについては後掲補注(七)を参照。

(三) 『遼史』に関する諸問題については、本論考に先行して愛宕松男「遼金宋三史の編纂と北族王朝の立場」『文化』一五―四 一九五一(のち『愛宕松男東洋史学論集』四 三一―書房 一九八八に再録)があり、近年では古松崇志「脩端」辯遼宋金正統」をめぐって元代における『遼史』『金史』『宋史』三史編纂の過程』『東方学報』七五 二二〇―三、杉山正明「疾駆する草原の征服者 遼西夏金元」講談社 二〇〇五 において新見解が示されている。

(四) 本論考が提出された時点では、たしかに筆者の指摘の通りであったが、一九八〇年以降に中国国内の社会情勢の変化や調査の進展等により、契丹・遼の陵墓・遺跡等より出土した数多くの墓誌や石刻資料が報告されており、現在では『遼史』などの史料を補う存在として認識されている。

(五) いわゆる「南北二重(二元)官制」に関しては、本論考中に引用されている津田左右吉の論考のほか、若城久治郎「遼の枢密使に就いて」『滿蒙史論叢』二一九―三九があり、近年では、武田和哉「契丹国(遼朝)の北・南枢密使制度と南北二重官制について」『立命館東洋史学』二四 二〇〇―一、同「契丹国(遼朝)の宰相制度と南北二元官制」『宋代中国』の相対化」『宋代史研究会報告書九』汲古書院 二〇〇九 がある。

(六) これまでの契丹・遼に関する歴史的位置付けについては、本論考でも述べられているように、これを「北族王朝」・「胡族国家」などと捉えるのか、あるいは「中華王朝」のひとつとして捉えるのか、という二者択一的な議論にのみ終始し、結果的には何らかの定見に至っている訳ではない。

(七) 近年のモンゴル国内における考古学的調査により、契丹・遼時代のいわゆる「回鶻路」方面にあたる地域の遺跡に関する具体的様相が把握されつつある。白石典之『チンギス汗の考古学』同成社 二〇〇一、同「九世紀後半から一二世紀のモンゴル高原」『東洋学報』八二―四 二〇〇一、臼杵勲・加藤晋平「モンゴル国における中世都市遺跡の保護」『札幌学院大学人文学会紀要』八二―二〇〇七、モンゴル科学アカデミー考古学研究所編、臼杵勲・A. エンフトウル著『チントルゴイ城址の研究』二〇〇六―二〇〇八年度モンゴル日本共同調査の成果』札幌学院大学総合研究所 二〇〇九 など。

補注(武田・毛利・森部・藤原・山根・武内)

- (八) いわゆる澶淵の盟約以降、契丹・遼と北宋との間には安定した外交関係が構築されたが、それらの問題に関して近年いくつかの研究が提示されている。毛利英介「一〇七四から七六六年におけるキタイ(遼)・宋間の地界交渉発生の原因について」『東洋史研究』六二―四、二〇〇四、同「澶淵の盟の歴史的背景」『史林』八九―三二二〇〇六、同「一〇九九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉」『東方学報』八二―二〇〇八、古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」『史林』九〇―一二〇〇七、同「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方学報』八五―二〇一〇など。
- (九) 契丹・遼における外交文書としての牒「遼の武臣の昇遷」『史滴』二四―二〇〇二がある。
- (一〇) 幹魯朵に関する研究は、本論考以前には前掲補注(一)の田村実造著書一九六四があり、本論考のあとには高井康典行「遼の幹魯朵の存在形態」『内陸アジア史研究』一四―一九九九、同「オルド(幹魯朵)と藩鎮」『東洋史研究』六一―二二〇〇二がある。また、モンゴル帝国のオルドに関する研究としては、宇野伸浩「モンゴル帝国のオルド」『東方学』七六―一九八八、また明代以降のモンゴルのオルドに関しては、青木富太郎「明代内蒙古のオルドについて」『東洋史研究』三〇―一九七一がある。
- (一一) 筆者原稿の当該部分の欄外には「良自身は著帳郎君たりしにあらず、その先祖が著帳郎君たりしなり」との書き込みがある。
- (一二) 筆者原稿の当該部分の欄外には「契丹人についてはこれが奚人に対するほどの効果はあげられなかったということと言える。(↓後出)。すなわちそれが契丹人の有力家系に対する妥協の産物という性格を持っていたためである。」との書き込みがある。
- (一三) ここでは「護衛車駕」として認識しているが、原文の文脈からみれば「護衛」でいったん文が途切れ、「車駕」はその後の文に係る語句として解釈するのが妥当とみられる。
- (一四) 御帳官と著帳官との関係に関する研究としては、本論考より先に島田正郎「遼朝御帳官攷」『法律論叢』三八―一(のち「遼朝官制の研究」創文社一九七八に再録)が存在しており、本論考の指摘と結果として類似した指摘が、この島田論文中においていくつかあるが、本論考において独自に指摘された点も少なからず存在する。詳細は後段の「解題」を参照されたい。
- (一五) 本論考原文ではこの部分の表記を「戊戌」とするが、殿版『遼史』では「民戌」となし、また百衲本『遼史』では「戊戌」

となし、さらに中華書局本『遼史』では「民成」としている。これに従った。いずれを採用するかにより、解釈が異なることとなる箇所であるので、注意を要する。

(二六) 筆者原稿の当該部分の欄外には「この史料はむしろ、著帳官につくものが半奴婢的身分ではなく、族帳の人戸より出たことを示すものとして使われるべきだ。そしてその後(後)それが興宗代になって本来の意味をはなれてきた証拠ともなる。」との書き込みがある。

(二七) 著帳官に関する研究は、本論考以降では特に顕著なものは見あたらない。今後の研究の進展が期待されている。

(二八) 当該部分の資料をもう少し広く引用すると、

玄祖伯子麻魯無後，次子巖木之後曰孟父房，叔子釈魯曰仲父房，季子為德祖，德祖之元子是為太祖，天皇帝，謂之橫帳，次曰刺葛，曰迭刺，曰寅底石，曰安端，曰蘇，皆曰季父房。此一帳三房，謂之四帳皇族。二院治之，以北南二王。四帳治之以大内惕隱，皆統於大惕隱司。

とあるので、ここで引用している史料(四角囲みの部分)は、文脈的には「皇族」が下の語句には係ってこないと解釈するのが妥当である。そうなると、このくだりの行論は誤った史料解釈に依拠していると判断せざるを得ない。

(二九) この島田正郎による推論は、明確な史料に基づく指摘ではないので定見とはみなされていない。

(三〇) 北・南院大王に関する研究としては、武田和哉「遼朝の北院大王・南院大王について」『立命館史学』一〇一九八九、何天明『遼代政権機構史稿』内蒙古大学出版社二〇〇四などがある。

(三一) 迭刺部以外の部の有力者の血統に関しては、近年楮特部の蕭孝恭・蕭孝資の墓誌が相次いで発見され、その内容から彼らが『遼史』巻九六に伝がある蕭惟信の子・甥に該当することが判明し、この血統が代々南府宰相を輩出してきたことや、宗室と婚姻関係があったことなどが記されている。この問題については、武田和哉「蕭孝恭墓誌からみた契丹国(遼朝)の姓と婚姻」『内陸アジア史研究』二〇二〇〇五を参照。

(三二) 契丹・遼時代の州県城に関する制度とその実態に関する研究については、高橋学而「中国東北地方における遼代州県城―そ

補注(武田・毛利・森部・藤原・山根・武内)

の平面構造・規模を中心として』『東アジアの考古と歴史―岡崎敬先生退官記念論集』上 同朋舎出版 一九八七がある。

(二三) 本論考中の「伝統的な遊牧民族の族長」との表現に関して「部内の有力者」と書きかえるべき」との書き込みがある。

(二四) ここで指摘されている「羅夷離墓」の「羅」の字は、史料の錯誤である可能性が指摘されているので、解釈には注意が必要である。中華書局本『遼史』一二四三頁 校勘記を参照。

(二五) 本論考が扱った「北面の支配機構」の分析視座は、北方遊牧民の特質を持つ契丹人社会の部族制度による紐帯関係の在り方に主眼が置かれているが、さらに広く当時の契丹・遼の国内を俯瞰すると、このほかには契丹人の人口を凌駕する定住民として漢人と渤海人が居住していたことは、本論考でも認識しているところである。特に契丹・遼の建国初期の段階で、渤海人が果たした役割は重要であり、本論考の提出後に公刊された森安孝夫「渤海から契丹へ」『東アジア世界における日本古代史講座』七 学生社 一九八二においてそれが指摘されている。

建国当初よりまさしく「多民族国家」であった契丹・遼の社会において、民族を超越した社会的紐帯として機能した宗教、とりわけ仏教の存在が近年の研究では注目されている。契丹・遼の仏教に関する先行研究としては、野上俊静『遼金の仏教』平楽寺書店 一九五三があり、近年では、笠沙雅章『宋元仏教文化史研究』汲古書院 二〇〇〇、藤原崇人「遼代興宗朝における慶州僧録司設置の背景」『仏教史学研究』四六・二二〇〇三、同「契丹(遼)の立体曼陀羅―中京大塔初層壁面の語るもの」『仏教史学研究』五二・二二〇〇九、同「契丹(遼)後期政権下の学僧と仏教―鮮演の事例を通して」『史林』九三・六二〇一〇、古松崇志「考古・石刻資料よりみた契丹(遼)の仏教」『日本史研究』五二・二二〇〇六、同「法均と燕京馬鞍山の菩薩戒壇―契丹(遼)における大乘菩薩戒の流行」『東洋史研究』六五・三二二〇〇六があり、現在の契丹・遼史研究において重要な位置を占めている。

(二六) ここでは「耶律隆運の子孫」としているが、建国事業に直接従事したのは彼の祖父の韓知古である。よって実際にはその祖父にあたる韓知古より系出する血統すべてがこうした扱いを受けていたことが、近年出土した墓誌などの石刻資料などからも知られている。韓知古とその血統については、松田光次「遼代漢人官僚小考―韓知古一族の系譜とその事跡―」『小野勝年博士頌

寿記念東方学論集』龍谷大学東洋史学研究会 一九八二を参照。

(二七) 前掲【全体事項】で説明の通り、本論考の公刊に際し、『遼史』の引用は中華書局標点本により校訂した。その結果、この箇所は文意が取りにくくなっている。

本論考原文では、恐らく執筆時に使用したであろう百衲本により「夷離董」としており、その上でこれが「夷離畢」の可能性があると、島田の解釈を批判しつつ論を進めている。百衲本に限らず、『遼史』の諸本はいずれも当該箇所を「夷離(董)董」とするようであり、それにも拘らず中華書局本が特に注記もなく「夷離畢」とするのは、羅繼祖『遼史校勘記』に基づいたものと推測される。つまり、筆者は結果的に羅と同じ結論に至っていたと考えられる。であるなら、『遼史校勘記』に言及していない点は、不備であったかもしれないが、『遼史校勘記』も当該箇所を「夷離畢」とする根拠を特に示していないから、本論考が原註(57)でこの問題を詳細に論じたことには、一定の評価が与えられてもよいであろう。

因みに、本論考の提出後に出版された島田正郎『遼史』明德出版社 一九七五の一五二頁には、この箇所に関する見解が述べられており、結論的には『遼史校勘記』の立場には従わないとする。この立場は梅原郁ほか「舊五代史・遼史・金史刑法志訳注稿」『東方学報』六六(のち梅原郁編『訳注中国近世刑法志』上 創文社 二〇〇二に所収)でも踏襲されているが、果たして最終的に当該箇所が「夷離董」・「夷離畢」のいずれが妥当かという問題は、『遼史』全体の記述の整合性とも併せて、慎重に検討する必要がある。

(二八) 本文中の原註(57)表示箇所近くの欄外に、「この問題は注で説明するのみでは不十分。特論的に本文において論ずればこのあとの島田氏の立論の不可能を立証できる。」との書き込みがある。